# 都市計画公園緑地内での建築許可の特例について

### 1. 制度の概要

都市計画公園緑地内で都市計画法第53条第1項の申請を行うときに特例を適用する場合、あらかじめ都市計画課の確認を受けた場合に限り、「2.許可の基準」により取り扱っています。

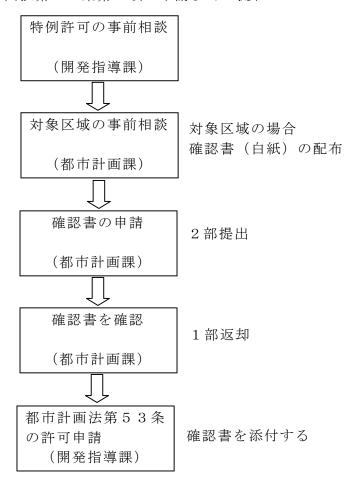
#### 2. 許可の基準

- ①階数が三以下で地階がないこと
- ②主要構造部が木造、鉄骨造(重量、軽量は問いません)、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること
- ③容易に移転、除却ができるものであること

## 3. 確認書の添付

あらかじめ都市計画課の確認を受けたのち、都市計画法第53条第1項の許可申請の際に、「都市計画法第53条許可特例適用に関する確認書(公園緑地用)」を添付していただくこととなります。

4. 都市計画法第53条第1項の申請までの流れ



## 5. 問い合わせ先

住宅都市局建築指導部開発指導課 (申請方法)  $\ln 972-2770$  住宅都市局都市計画部都市計画課 (対象区域)  $\ln 972-2714$